

準て之を以て其の権利を保護し、其の利益を確保すべし。

一、労働者の福利を確保するに當り、労働者保護法を制定すべし。

二、労働者の福利を確保するに當り、労働者保護法を制定すべし。

三、労働者の福利を確保するに當り、労働者保護法を制定すべし。

四、労働者の福利を確保するに當り、労働者保護法を制定すべし。

五、労働者の福利を確保するに當り、労働者保護法を制定すべし。

東洋法大協同會大政支所

ハ我々労働運動ハ直接資本家ニ對シ争ウノミノ運動例ヘハ労働
爭議ノ如キノミニアラズ我々労働者ヲ議會ニ送り而シテ政治ニ
參與セシメ我々労働者ノ生活上ニ於テ改善ヲ圖ルガ如キ應事ヲ
云フモノデアル。ト約一時間ニ亘リ述べタ。

（The rest of the page contains very faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side or extremely faded print. It appears to be a continuation of the speech or a related document.)